

## 取引適正化に関する漁業関係者の事例について

## 1 概要

取引適正化に関する漁業関係者に対するヒアリング結果の概要は以下（A～C）のとおり。

## 2 ヒアリングが行われた事例

## ○ 事例 A（山崎 一馬 様）

## ① 概要

漁協が、漁協を通さない販売を一部禁止するルールを定め、違反すると操業停止を命じられるおそれがあり、他売り（漁協を通さない出荷）が制限されている。

## ② 事例の当事者である漁業関係者の説明

当事者は、兵庫県淡路市の漁業者（しらす、いかなご、真鯛、ハマチ、マダコ、穴子、アワビ）。卸も飲食も経験。

令和3年2月1日の農林水産ワーキング・グループで、上記のようなルールがあるため、漁協を通さない出荷が制限されている旨を説明し、その後、水産庁及び公正取引委員会から連絡があり、実態を説明したが、状況は何も変わっていない。自分の所属している漁協では、漁業者は停船を命じられるのではないかと委縮し、自由な販売活動ができない状態が続いている。手数料徴収のために漁協に出荷させようとしているようであるが、手数料がどのように計算されているかも明確にされない。

結局、他売りするには、漁業者も仲買人になって、漁師として売るとき及び仲買として買い戻すときの2度にわたって手数料を納めなければならない。

## ○ 事例 B（沿岸漁業者）

## ① 概要

漁協から「組合の規約上、共同販売でやるルールになっており、他売りは禁止と記載されている」と言われた。

## ② 事例の当事者である漁業関係者の説明

当事者は、刺し網や、底引き漁、一本釣り等漁業を行っている。

自身が所属している漁協から、他売り（系統外出荷）は禁止と言われたため、規約を見せて欲しいと求めたが、書面は提示してもらえない。

昨年、他売りを始めたところ、系統の共同販売制度（共販）を利用する際に、単価を下げられたり、セリに出しても買い手が付かないということが起こり始めて、今でも続いている。魚がやせている、サイズが小さいなどと言われて、ひどい場合は同じ漁に出た船の3割ぐらいの値段にしかならなかった。他に同様に他売りしている人も同じように値が下げられている。他売りすると、購入者からはしっかり評価されて、共販の3倍から4倍の値が付いたり、もっと売ってほしいと求められたりしたので、魚自体が悪かったということではないと思っている。

## ○ 事例C（海苔養殖の漁業者）

### ① 概要

県漁連から、漁協を通じて「製品については、全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します」という誓約書を漁業者から取り付けるよう指示が出されており、海苔を系統外出荷をしようとする、県漁連から、それは違反だからやめるよう言われる。直近では、令和3年10月にこの誓約書を作成・提出している。

また、県漁連や漁協に手数料を納めているものの、当該誓約書には、確定した無札品（入札の最低価格を下回り値が付かない海苔）の処分方法については、系統団体に一任すること等、漁業者に不利な内容が盛り込まれている。

### ② 事例の当事者である漁業関係者の説明

県漁連の指示で漁期前に上記誓約書を書かされる。系統外出荷をするのであれば、今後、入札制度を使わせないと県漁連から言われた漁業者の方もいる。販売の実態としては、県漁連が海苔を集めて問屋に販売する形式。

また、入札制度を通じて海苔を販売したあと、県漁連から、突然、海苔が返品され、代金等の返還請求が行われることがある。その返還請求には、代金の他、運送料、保管料、加工代、人件費などの諸経費が上乗せされている。入札が終わった後、何年か後になってそうした請求が行われることもあり、困惑してしまう。

前述の誓約書に、無札品の処分方法を系統団体に一任するとの文言が書かれているが、札が付かないということは需要が無いということなので、価値の無いものが出回って値崩れしたりしないようにしたいし、上記のように突如として代金等の返還請求が行われるおそれがあるため、その処分については漁業者の意思を尊重してもらいたいが、県漁連が、漁業者の意思にかかわらず、それを割安な価格で販売してしまうことがあり、困っている。

漁業生産資材の購入についても、自由に系統団体以外から購入することが困難な状況が続いている。

## 3 規制改革ホットラインに寄せられた御意見

## ○ 事例D（原文ママ）

### ① 概要

漁師が漁獲したものを漁業組合を通さないネット販売などの取引をある程度自由化して欲しい。

### ② 提案者の説明

漁業において、漁師がネットなどで直売するのは漁業組合またはぎょれんの大きな枠組みでのみ取り扱いとなり、漁師個人による自由な取引が認められていません。

漁業組合は売上から半分程の手数料つまり1万円の水揚げ高に対して5000円程の手数料を取ります。

しかしその漁獲物をネットで産地直送したいなどは各漁師が検討して、買いたいお客様がいても、組合がネット販売をやらない限り不可能なのが現状です。

売りたい生産者、買いたい消費者がいるにも関わらずです。

漁業組合の取りまとめの長はだいたい70歳くらいの漁業一筋の浜の親父ですから、都市部でばかりノウハウを得られるネット販売事業はまるで解らない方ばかり。

しかしこれが実現すれば日本の新鮮な海産物を都市部の人に格安でお届けできるし、漁師にとっても利益になるのです。

ここを自由化することで、ネット販売などの地方活性化とともに地方にもノウハウが流れ、様々な産業の活性化に繋がると思います。

余談ではありますが自分の地域の漁師は自分達が最後の漁師になりそうなほど過疎化が進んでいます。

取引をある程度自由化することで、漁師をやる若者が増える可能性を少しでも広げたいと考えています。

これには自分達の組合だけではなく、北海道全域ひいては全国のぎょれんレベルでご検討頂く必要がございます。

しかし、ぎょれんなどはこういった既得権を改正する動きについては要望を聞き入れない傾向にあります。

是非とも宜しく願いいたします。

以上